

留 総 総 第 6 6 号

平成 2 5 年 6 月 4 日

留 萌 市 監 査 委 員 祐 川 正 幸
留 萌 市 監 査 委 員 珍 田 亮 子 様

留 萌 市 長 高 橋 定 敏

平成 2 4 年 度 財 政 援 助 団 体 監 査 結 果 に 基 づ く 措 置 に つ い て

平成 2 5 年 4 月 2 3 日 付 留 監 第 5 号 で 報 告 の あ っ た 監 査 結 果 の う ち 、 当 該 監 査 の 結 果 に 基 づ き 、 又 は 当 該 監 査 の 結 果 を 参 考 と し 講 じ た 措 置 に つ い て 、 地 方 自 治 法 第 1 9 9 条 第 1 2 項 の 規 定 に よ り 、 別 紙 の と お り 通 知 し ま す 。

(総 務 部 総 務 課 総 務 係)

財政援助団体監査の結果を参考として講じた措置

1) 指定管理の公募について

公募の内容については、特段の問題はなかったが、平成23年度の申込受付期間が土日を除くと3日間と短期間であったので、今後、公募をする際は受付期間に余裕を持った設定をされるべきであるとする。

平成24年度より留萌市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条第1項第6号に基づき公募しないものとした。

2) 仕様書及び協定書項目について

ア 指定管理者への指摘事項において、市において確認・指導すべき事項であるにもかかわらず実施されていないものが多々見受けられる。指定管理者への確認・指導は市としての当然の責務であり、現状では指定管理者へ全て任せている状態に見受けられる。仕様書、協定書の履行に疑義がある場合は、指定管理者に対する指導・助言を徹底されたい。

月報及び業務報告書、業務実施状況の確認、指導を徹底する。

仕様書事項等の不履行に関しては、平成25年5月1日までに改善した。

イ 基本協定書第9条第1号において、「不払い利用料金の強制徴収業務」は甲(留萌市)が行うとあるが、利用料金は私債権で、その徴収義務は指定管理者が負うべきものであり、改善すべきである。

平成25年5月23日に基本協定書の当該項目の削除について、変更協定を締結した。

3) 各種施設の申請及び利用料金について

ア 指定管理施設の利用に関しては指定管理者においては、留萌市観光施設条例施行規則及び留萌市海のふるさと館条例施行規則に基づいた利用申請書が徴収されていないものが多々見受けられた。海のふるさと館を除く観光施設においては、屋外施設が多いため指定管理者においても対応について苦慮しているとの事であるが、留萌市として、どのような申請のあり方が良いのか検討して指定管理者と協議をされたい。

また、利用料金の徴収にあたって、指定管理者の判断において料金の減額、免除を行っているものがあるが、利用料金に関しては詳しく規定されたものが存在しないので、減免をするのはどのような場合なのかを最低限規則等で定めるべきである。

留萌市観光施設条例施行規則及び留萌市海のふるさと館条例施行規則に基づいた各種使用申請様式を定め、全ての申請書の徴収を指示した。

料金の減額、免除については、条例及び規則の定めのみであり、指定管理者が独自に減額・免除をする場合においては、事前に協議書を市長に提出し、承認を得るものとする。

イ 海のふるさと館及びゴールデンビーチ管理棟に設置されている自動販売機に

ついて、その設置料金を指定管理者が徴収しているが、基本協定書第9条第2号に記載のとおり、行政財産使用料として留萌市が徴収すべきものであり、改善すべきである。

海のふるさと館に設置している自動販売機については、施設設置の目的外にあたり、行政財産使用とする手続きを行う。

なお、沖見海浜公園緑地等に設置している自動販売機は、指定管理者が自ら設置しているものであり、観光施設条例第4条第2項に基づく市長（指定管理者）以外の設置にあたるものではないため、許可は不要であり、現状維持とする。

ウ 指定管理者より協議のあった「平成24年度留萌市観光施設等の指定管理施設における利用料金等の協議について」において、沖見海浜公園のシャワー使用料金については、市が使用料として条例に規定し、指定管理者が利用料金として徴収すべきものであるため改善されたい。

また、シャワーを除いた事業収入については、指定管理者の収入ではなく、観光協会の収入とすべきであるため改善されたい。

更には、海のふるさと館（レストラン部分）にかかる実費分徴収、及び千望台における実費分徴収については、当該施設の利用料金とどのような関係にあるか精査されたい。

シャワー使用料について、利用料金として指定管理者徴収とするよう、平成25年第2回定例会に留萌市観光施設条例改正案を提出する。

事業収入については、指定管理による収入と協会収入とを明確にするよう指示した。

海のふるさと館（レストラン部分）及び千望台にかかる実費分は、これまでどおりの算定根拠が妥当と判断し、実費相当の電気、水道使用料等の徴収とする。

4) 経理関係について

指定管理者から提出される毎月の収支報告及び年度末の報告においても、所管で詳細に渡って確認がされていないため、指定管理者に対する指摘事項で述べたような状況が発生している。既に平成21年度から指定管理者制度を導入しているにもかかわらず、現在までこのような状況に対し、何ら確認や指導をしてこなかった市の責任は非常に重いと言わざるを得ない。今後においては基本協定書第24条及び第25条に基づいた確認を徹底し不備な点は改善するよう指導をされたい。

今後は、指摘事項等を踏まえ、基本協定書に基づき、現地調査も含め徹底した確認更には必要に応じた改善指導を実施する。

5) その他

「浜中海浜公園緑地」及び「沖見海浜公園緑地」の管理に関する条例については、「留萌市観光施設条例」と「留萌市都市公園条例」が存在する。

留萌市観光施設条例を優先適用することには疑義はないが、留萌市都市公園条例の方がより詳細な記述になっており、整合性を図られたい。

都市公園法、留萌市都市公園条例との整合性について、今後調査検討する。